

ひとり暮らしの学生のみなさま

NHKの放送を受信できるテレビ等を設置された方は、受信契約が必要です

STEP 1

この用紙で受信契約のお手続きをお願いします。

新たにテレビを設置される方

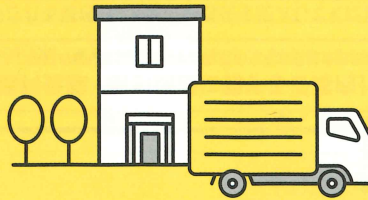
親元などから離れて一人暮らしを始める方など、現在の世帯から独立された場合等



新規契約

お引越しをされる方

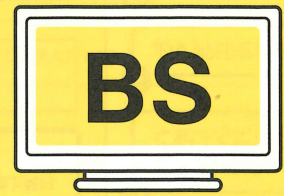
既に放送受信契約をお済みでキャンパス移動などでお引越しをされる場合等



住所変更

既に地上契約をお済みで

衛星放送を受信できる方



衛星契約への変更

STEP 2

後日お送りする「学生免除のご案内」をご確認のうえ、免除に該当する場合はお手続きを忘れずをお願いします。

学生対象の免除制度について



親元などから離れて暮らし、扶養されている学生の方は、受信料が全額免除となります

- 保険証に家族(被扶養者)の記載がある方
- 前年の年間収入が130万円以下の方
- 奨学金を受給されている方
- 授業料を免除されている方
- 20歳以上で国民年金保険料の学生納付特例対象の方
- 国民健康保険の修学特例対象の方
- 親元などが市町村民税非課税の方
- 親元などが公的扶助受給世帯の方

免除の適用にはお手続きが必要です。学生証に加え、被用者保険の保険証などの証明書類が必要となります。

【証明書類の例】

学生証*



被用者保険の保険証



*入学前で学生証が発行されていない場合、合格通知書・入学許可証等でもお手続きいただけます。

免除に該当されない場合は、放送受信料のお支払いが必要になります。

- 払込用紙(2か月払)を後日お送りしますので、お支払い方法・コースの変更をご希望される場合は、下記のホームページからお手続きをお願いします。
- 免除に該当しない場合でも、同一生計で離れて暮らすご家族の方(学生等)を対象に、受信料額の半額を割引く「家族割引」にお申し込みいただける場合があります。詳しくは下記のホームページをご確認ください。

2024.10 放送受信契約書(学生用)_大学生協_本土版